

謝金規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人空家・空地活用サポート SAGA（以下「当団体」という。）の事業に伴う謝金の支払いに関して必要な事項を定めることを目的とする。

(適用範囲等)

第2条 本規程は、当団体が主催するセミナー・相談会・研修等において講演や講義を行う当団体が依頼する講師等に対する講演謝金、相談支援等を行う者に対する謝金に適用する。

2 当団体が主催するセミナーやイベント等において会の進行のために必要な有償ボランティア及び協力者に対する謝金に適用する。

(謝金等の支払基準)

第3条 セミナー・相談会・研修等において講演を行う講師等に対する講演謝金及び、相談支援等を行う者に対する謝金、有償ボランティアや協力者に対する謝金は、次のとおりである。

2 講師謝金等及び相談支援謝金等の支払単位は1回とする。

講師：10,000 円/1 回

相談支援：3,000～5,000 円/1 回

上記の金額に関わらず、謝金について代表理事から一任されれば、各事業担当責任者の判断で決定することができる。

3 有償ボランティア及び協力者謝金等の支払単位は1時間とする。

有償ボランティア・協力者：1,000 円/1 時間

上記の金額に関わらず、謝金について代表理事から一任されれば、各事業担当責任者の判断で決定することができる。

4 上記に含まれない謝金を伴う支援者の場合、事務局長の権限で支払うものとする。

(謝金の支払方法)

第4条 謝金は支払い対象者へ当日現金で支払う。ただし、対象者が口座への振込を希望される場合は振込で支払うことができる。

2 謝金の支払いにあたっては、当団体は法令の定めるところに従って所得税の源泉徴収を行ったうえで、その残額を支払う。

3 前項の規定にかかわらず、法人に対して謝金を支払う場合は源泉徴収を行わない。

(費用)

第5条 交通費及び宿泊費を要した場合は、当団体旅費規程を準用して支払う。

2 本規程の対象となる支払対象者が当団体の依頼した業務に関連して前項以外に負担した費用については、摘要が記載された請求書を提出してもらい、請求を受けたのちに

遅滞なく支払う。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会の決議により行うものとする。

附則（平成31年4月1日改正）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

この規程は、令和5年3月28日から施行する。（令和5年3月28日理事会決議）